

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版

(目次)

I. 資本と投資がけん引する成長型経済の実現	1
1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着	1
2. テフリ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し	1
3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上	2
II. 中小企業・小規模事業者の資金向上推進が年計画の推進	2
1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	6
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化	8
2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行	8
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	9
(3) 12業種における省力化投資の具体策	10
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	10
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	18
3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化	21
(2) 経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化	22
(3) 経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援	22
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	23
(5) 事業承継税制等の検討	23
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進	23
4. 地域で活躍する人材の育成と待遇改善	24
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	24
(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリスキリング	24
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	25
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	25
5. 最低賃金の引上げ	26
III. 投資立国の実現	27
1. 中堅企業の創出・成長加速	27
2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し	28
(1) ヘルスケア	29
(2) 防災	30
(3) 農林水産業・食品産業	30
(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行	32
(5) 観光	36

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版

令和7年6月13日

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進	37
(7) 対日直接投資の呼び込みの加速化	38
3. G×・DXの着実な推進	38
(1) GX	38
(2) DX	42
4. 経済安全保障等の投資の強化	47
5. PEファンド等への成長投資の強化	47
6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保	48
7. 指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革	48
IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化	49
1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築	49
2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化	51
3. オープンイノベーション・調査の推進	53
V. 科学技術・イノベーション力の強化	55
1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気貫通支援	55
2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立	55
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現	56
4. デジタル関連サービスの海外展開	57
5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓	57
(1) 量子技術	57
(2) フュージョンエネルギー	58
(3) マテリアル分野	58
(4) 宇宙	58
(5) 海洋	59
(6) 健康・医療	59
(7) 大阪・関西万博	62
VI. 「新しい資本主義実現に向けた取組の確実な進捗	79
1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し	79
2. フォローアップ等	79
(1) フォローアップ	80
(2) EBPWの推進	80
(3) 行政保有データの利用制約の緩和	80
(4) 官と民の連携	80
VII. 人への投資・多様な人材の活躍推進	62
1. 三位一体の労働市場改革の加速	62
(1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援	62
(2) 各々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実	63
(3) 労働移動の円滑化	63
2. 多様な人材の活躍推進	64
(1) 副業・兼業の推進	64
(2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善	64
(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検	65
(4) 女性の活躍推進	66
(5) 外国人材の受け入れに関する制度整備	66
(6) 留学生モビリティの拡大、教育の国際化	66
3. 産業人材育成プラン	66

I. 貨上上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1 成長型経済の起きたる審議會のノルムの定着

左上に「**二子が成長戦略の要である**」

新しい資本主義では、これ一体的に取り組むとともに、社会全体での質上げの機運が形成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季学期は、主にオンライン授業を行なう予定です。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となつた昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となつてゐる春季労使交渉での賃上げ²、過去最高水準の設備投資²、600兆円を超える名目 GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも好循環を確立する。2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなはち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を図ることが重要である³⁾。

この賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の成長と人材の育成と科

代に固定化されたらゆる官能の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進めます。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

1 成長型経済の起点となる審査金1%上昇のノルムの定義

管上井一そが成長路の要である。

新しい資本主義では、これまで、質上げ・設備投資・スター・ベーションのための施策に一貫して取り組むとともに、社会全体に向けた粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年①春季学年は、ベースアップを念頭に大幅な

呼び掛けどもに、質上げ環境の整備に加え取り組んできました。その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となつた昨年、通算で5%を上回る水準となつて、春季労使交渉での質上げに完全勝利する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「質上げと投資がけん引する成長型経済」の実現するためには、我が国の成長型経済を占める中小企業・小規模事業者、地域活性化に取り組むことによって、質上げと加速を図ることが重要である。この成長型経済を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地域活性化に取り組むことによって、質上げと加速を図ることが重要である。

3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上
官が先導役となつて我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中につつても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のもつづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に搖るがされることはなく、G×分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内外投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速度を急速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド(プライベート・エクイティ・ファンド:未上場企業の株式への出資を行うファンド)等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ、エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点から、日本の「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーションの「シーケンスモデル」による組合せによる連携強化等の取り組みが求められる。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある企業版ふるさと新税制の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な質上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期間・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることがなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対応しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滯させることのないよう、スピード感を持って取組を進めること。

中小企業：小規模事業者の資金需給が集中する業種

賃上げこそが成長戦略の要である。
2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を実現するためのノルム（社会理念）として我が国に定着させる。

現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の資金向上推進 5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、「官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の運営技術も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

また、最高賞金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の質上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

～中小企業・小規模事業者の質上げと経営改革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び國・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支授地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進めます。また、価格転嫁率が低い業種を中心的に、中小受託引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させます。

～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内外投資目標を必ず達成するため、その重要な柱である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会、商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による質上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万戸では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字営業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A 等の運営技術も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現職人材の持続的な質上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賞金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリスキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での質上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな質上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることなる。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まずは、精緻的な質上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要な度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（1）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GNP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の質上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている。「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローアップを徹底する。

双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらに対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行ふとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。

契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中ににおける様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。

・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般業務処理業等において、価格転嫁的重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となる事業のうち、失格となつた事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。國・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するよう改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人數、応札した価格での精算書などの調査を徹底することに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となつている。
また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持つ可視化する。
工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。
最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率をごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に關する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。
スライド条項やキャンセルボリシー等の契約終款のひな型を作成・周知する。オープンカウンタ方式を探用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を來すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。
あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進めること。

・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
・ 電気の託送料金に關するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
・ NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用
労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の怒口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の肩上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤官民でのデフレマインドの活用
我が国でも、この20年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービスなどでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを活用していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（3）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある¹⁾。他方で、大企業等との取引関係の中でも中小企業・小規模事業者が知的財産権を受けるケースも見られることが多い。政府本体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する伴組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業：小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の7割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」²⁾について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にありますが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中企業間や中企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別に把握するとともに、中企業間・中小企業間の小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化
取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向け、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応へ対応できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るために、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により罰告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方案を検討し、措置していく。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保
パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によつては宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賞上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底
労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されいるかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

に積極的に取り組むことができるよう取組を強化する。

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行
サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受け、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療・介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。
ここで定める目標は、「我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中における中小企業・小規模事業者が成長し続けるために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。
同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なナショナル体制を整備する。
全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。
その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするなどとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内の業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要な制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上することを踏まえて対応を進めること。なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心とした、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。
今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これらも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の採択支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実
特に地方のサービス業や小規模な企業にとつては、生産性向上に向かっていること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。
一方で、オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。
また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

① 飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例
飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄・清掃・接客工程では、モバイルオーダー・セルフ小编一起・配膳・下膳・口ボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策
・規模や業態に応じた細やかな省力化的指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援助成

- 金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。
- iv) サポート体制
- 施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力を得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かつた中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。
- v) 主なKPI
- 2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。
- ②宿泊業
- i) 目標
- 宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。
- ii) 課題と省力化事例
- 宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができる、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。
- iii) 省力化促進策
- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年3月通知改正）により省力化を推進する。
- iv) サポート体制
- 施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。
- v) 主なKPI
- 2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。
- ③小売業
- i) 目標
- 小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

- ii) 課題と省力化事例
- 小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。
- iii) 省力化促進策
- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チヤネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。
- iv) サポート体制
- 施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるッシュ型支援と、アドバイザーによる専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。
- v) 主なKPI
- 2026年度以降、業界団体との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。
- ④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- i) 目標
- 生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。
- ii) 課題と省力化事例
- 理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営業務を中心化を推進し、附加值の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。
- iii) 省力化促進策
- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入による限り店舗の運営業務を中心化を推進し、附加值の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。
- iv) サポート体制
- 施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。
- v) 主なKPI
- 2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続き、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロボット従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキヤンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なNPV

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理している。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なNPV

2025年度までにおいて、「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援制度等の活用を推進する。

iv) 金パッケージ等の体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一休となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

v) 主なKPI
鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車・物流・旅客運送分野では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑤建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にどまつており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来の manus 不足を見込んで労働生産性の向上が緊急の課題となっている。さらに、中建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原画作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解增强・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「質上げ」支援制度等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行ない、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全休で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI
2029年度までに年間実労働時間（1人当たり）を全産業平均並みまで減少させる。

(2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間)。また、説明会を通じ建設業者に対して省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑥医療

i) 目標
労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な質上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年度のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバーチャルサイン・値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するIT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施設の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主なKPI
2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑦介護・福祉

i) 目標
労働生産性の向上の取組により、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の削減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、料金的な質上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策
・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインを特に優一等も通じて広く周知することとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成、周知することで優良事例の横展開を開拓する。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。

・さらに、中小企業省力化投資助成金等の活用を推進する。
iv) サポート体制
施設の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI
2020年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。
②保育
i) 目標
保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な質上げになげていく。
ii) 課題と省力化事例
これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理制度の制度化に伴い、以後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務により、ICT活用により解決する優良事例もある。
iii) 省力化促進策
・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。
iv) サポート体制
施設の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、保育事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主なKPI
2026年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

②農林水産業

i) 目標
農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業經營体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は保産業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。
ii) 課題と省力化事例
農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためにには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策
・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。

・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。
iv) サポート体制
施設の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI
2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出
地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築
足下で中小企業が直面する事業転換・革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及
成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかつた金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するために、経営者を補佐する事務的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハーダルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・業務の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組¹⁰を進めめるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足に対することを含め、地域の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化
活性化支援機構（REVIG）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手名々の目録に立った支障内容の見直し・填充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。
経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。
②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進
地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内の人事・採用機能や専門人材の共有化
地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになつて、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進
地方の生活インフラを支える物流・医療・介護・子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の增设を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。
ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支権する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化
小規模企業基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人事費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者（うち、約100万者は経営者の年齢が70歳以上である）。こうした経営者の高齢化などを背景に事業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向¹²⁾を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行なうことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&A に関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&A に関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A 後の不安を解消するスキーム等の M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化、M&A を仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&A を積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関する令和 7 年度と、相続税制改正大綱において、「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方に 대해서は今後も検討する」と記載されていることにより、M&A の売手側や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A 時において、労働者の保護に関する法令等にのっとった対応を徹底する。

(1) M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からぬといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅううちよ）する場合が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及
M&A の買手が自身の金銭面・生活面に対する不安、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

②経営費用が出てないがゆえに事業を置むこことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成
中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個別を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場線の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工會議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進
自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持つている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報
公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

(2) 経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わらない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上
M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るために組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザーピersonal レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化
事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

③経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援
一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。 M&A 後の事業の成長加速度の観点

から、経営能力に優れたM&A、計画的な事業統合(PMI(Post Merger Integration))を推進する。

- ①経営能力のある経営者へのマッチング支援
有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えるためのマッチングを進めため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給する事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑なM&Aのためには、M&A前後の事業統合(PMI)が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対するPMIの重要性を事業承継・M&A補助金等の予算措置を活用して効果的なPMIを促していく。

(4) 地域金融機関による事業承継に向けたコンサルティングの促進

中堅企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融機関では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業承継のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

(5) 事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制(特例措置)(措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月到来、対象となる相続贈与の期限が2027年12月に到来)に関する「事業承継改正大綱」において、「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継に係る政策の在り方の今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一體性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要素が満たされた場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融機関の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が徐々に減少しているもの、中小企業庁、金融厅、財務省などで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。
既存の債務についても、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融厅において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融厅が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、生成AI等のデジタル技術の活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、その意思に基づき、活躍できることが重要である。そのために、中での働き方を選択でき、リ・スクリーニングなどによる能力向上を得つ生涯で報われるように社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進め。また、質上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政策会議を開催する。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。今後の産業と労働市場の見通しやその中の働き方選択などによる能力向上を得つ生涯で報われるように社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進め。また、質上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政策会議を開催する。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スクリーニング

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スクリーニング支援に取り組む。

VI. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成につなげていく。

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル人材都市国家構想戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通した推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持つキャリア形成を行うことができるデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、法律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とともに連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（3）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報等を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（じょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにはばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（4）医療・介護・保健・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療・介護・障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方が働いており、地域を支える一大産業となっている。他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたつて必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは際の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしつかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行こう。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約24%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護・障害福祉・保健における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しさせる。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。
地方最低賃金審議会において、これらの方針全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論を図る。
地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

III. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

この将来見通しの実現のため、G X、D X (A 1・データ) 等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、新需要の創出、高附加值化を実現していくことなどが可能になる。

この技術革新による差別化や、D Xによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高附加值化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却指置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサーキュレーション等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進めることとする。

1. 中堅企業の創出・成長加速

国内に9,000社存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している。
一方で、世界に先駆けて超高齢化社会を迎え、災害¹⁵にも直面する、我が国のピンチをチャンスに変えて、グローバルサウス諸国との成長需要を取り込むべく、ヘルスケア・防災などの分野で、社会課題を解決する製品・サービスの開発と輸出の大に取り組む。

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

世界に先駆けて超高齢化社会を迎え、災害¹⁵にも直面する、我が国のピンチをチャンスに変えて、グローバルサウス諸国との成長需要を取り込むべく、ヘルスケア・防災などの分野で、社会課題を解決する製品・サービスの開発と輸出の大に取り組む。

小企業は中堅企業に、中堅企業は大企業に成長していくける、シームレスで効果的な支援の体系を中堅企業成長ビジョンに基づいて実行する。

①中堅企業の成長のための設備投資の促進
中堅企業が国内に工場を残した上で海外に輸出して稼ぐことをを目指す場合には高額の費用負担が生じる。こうした観点も踏まえ、中堅企業等による工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う事業について、引き続き、政策を終動員して着実な支援に取り組む。

これらの点も含め、本年2月に策定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業に対する支援策を実施する。

②中堅企業の研究開発・輸出の促進
海外売上高比率が高い中堅企業ほど労働生産性が高い。一方で、ドイツでは自社で店舗や個人向けの最終製品を直接販売するグローバル・ニッセ・トップ企業が多いのにに対して、日本のグローバル・ニッセ・トップ企業の8割は製造受託型であり、海外展開までのスピードにも差がある。また、企業による研究開発についても、ドイツでは中堅・中小企業が活発であるのに対し、日本では従業員規模1万人以上の大企業が中心である¹⁶。

中堅企業が自分で海外に直接営業を行ったために必要な人材を確保することを促進するなど、日本の中堅企業が、海外市场を含めて自力で販路開拓ができるように押しつけるとともに、中堅企業が我が国の輸出に果たす役割にも着目し、官民の輸出支援体制も強化しながら、中堅企業の輸出促進に取り組む¹⁷。

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

③中小企業から中堅企業への成長加速
中小100億企業の創出と成長支援に向けた取組の中で、中小企業では輸出を担当する人が不足している現状を踏まえ、輸出の扱い手を多角化し、その裾野を広げる観点から、各地域の中小企業がその地域の強みをいかかしてコンソーシアムとして連携し、輸出を行うことを、積極的に促す。

また、中小企業の英語対応能力の向上支援を行うほか、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しする。

一方で、ファミリー企業が多い中で、まずは経営者の意識改革を促すとともに、

ガバナンス体制の在り方や、資金、人材、研究開発への支援の在り方にについて、引き続き検討を進める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針2025について

〔令和7年6月13日
閣議決定〕

経済財政運営と改革の基本方針 2025

～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～
～経済財政運営と改革の基本方針2025を別紙のとおり定める。

令和7年6月13日

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (目次)

- 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1**
4. 国民の安心・安全の確保
 - (1) 防災・減災・国土強靭化の推進
 - (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
 - (3) 外交・安全保障の強化
 - (4) 経済安全保障の強化
 - (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
 - (6) 「世界一安全な日本」の実現
 - (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現
- 第2章 質上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6**
1. 物価上昇を上回る質上げの普及・定着 ~質上げ支援の政策実効性～
 2. 当面のリスクへの対応及び質上げを起点とした成長型経済の実現
 3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築
 4. 人を中心の国づくり
 5. 不確実性が高まる国際情勢への備え
- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 ————— 37**
1. 「経済・財政再生計画」の推進
 2. 主要分野ごとの主要課題と取組方針
 - (1) 全世代型社会保障の構築
 - (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
 - (3) 公教育の再生・研究活動の活性化
 - (4) 戦略的な社会資本整備の推進
 - (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化
 3. 計画推進のための取組の強化
 4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し
- 第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算案に向けた考え方 ————— 51**
1. 当面の経済財政運営について
 2. 令和8年度予算編成に向けた考え方
 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来的資金・所得の創出
 - (1) GXの推進
 - (2) DXの推進
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 先端科学技術の推進
 - (5) スタートアップへの支援
 - (6) 海外活力の取り込み
 - (7) 資産運用立国の実現

道指と目標と理據を取り締まること

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自國第一主義や権威主義の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、ハーバーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老年化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障など、強制的経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のハイを維持させるためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎つつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・美しい日本」を実現する。このことを目標とする、子のための経済財政運営方針である。

卷之三

米国による一連の貿易措置及びその後の対抗措置の結果は、これまで国際社会が抱つてきた自由で開かれた貿易・投資体制をやるがせにするものとして、我が國からの輸出を減少させるだけではなく、家庭や企業のマインドの僵直化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、審査や企業は、依然として難色に見かれている。

主張すニカシのニシタケの懐子：封底に二万金を期す

その政策をもつて、これから実現する買主が響くようになります。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・美しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改進」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組を進めて、日本全体の活性を取り戻す

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の鍵となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靭化、森林・中古医療機器のあげかた、丸薬が生の流れ等、これまで以上に

ための、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを起点とした成長型経済」を実現するこことを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外務環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外務環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これから2020年に1,500万八頭、2割以上が減少する。²²こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が世界に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一足の黒字脇を確保していくことが可能であれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024²³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行ふとともに、歳入・歳出両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたりソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及び子ども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進めめる。

こうした視点から福島から始まらない不確実な時代にあって、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことでの成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を実現していく。

かになる、活力ある経済社会を実現していく。

4. 人を中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人を中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、國や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、「國民一人一人」に「being (幸福感)」の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な質上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の創出、様々な家計の実能を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、朝鮮半島問題及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、「官民が連携した人づくり」や公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人を中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるように、「地方創生2.0」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生2.0」基本構想²⁴に基づき、今後10年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・美しい日本」を実現することを目指す。

5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

ロシアによるウクライナ侵略等の地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義の台頭、米中対立、デジタルテクノロジーをめぐる競争など、我が国を取り巻く国際秩序は変化しつつある。

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サブプライムローンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待するところが困難な問題を頻在させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

²² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生年齢：0歳～6歳）」（出生年齢：死因中位）によれば、令和7年（平成2024年）時点の日本人口は約4,488万人を予測する見込み。

²³ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）。

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

中国は、GDPが世界第2位の経済大国となる中、貿易や先端技術の面において、米国との競合関係にある。他国の中でも依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一带一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の教習を結集しつつ、重要物資のサプライ・チェーン強靭化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に構えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要な政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

第2章 貨上げを起点とした成長型経済の実現

1. 貨上げを上回る貨上げの普及・定着 ~質上げ支援の政策継続員~

(1) 中小企業・小規模事業者の資金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格率換算・取引適正化、生産性向上・事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と連携改善に取り組む。

価格率換算取引適正化については、「官公需における価格取締のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保⁵等⁶を進めること。

中小受託取引適正化法⁷の執行体制を強化するととともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」⁸の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法⁹上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」¹⁰に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支払ツールを活用したサポート、全国的な半手工業支援、複数年にわたる生産性向上支援を通して、2029年度までの5年間でおおむね80兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「選一副社長」¹¹の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」¹²に基づき、支援機関による先手側のニーズの掘り起こしの強化・事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制(特例措置)¹³に關し、令和7年度与党税制改正大綱の記載¹⁴に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

⁵ 新しい賃料支拂のオンラインマイグランプリオンライン及び賃料支拂の実績記録(令和6年6月13日閣議決定)。

⁶ 工事・製造その他の請負契約における賃料の価格がさわぬかおもて、賃料の価格で申込みをした者が、その価格では契約が成立しない場合に、その当該請負契約の相手方として適当か否かを審査し、不適当であると認めた場合には、その者を落札者としないこととする。

⁷ 工事・製造その他の請負契約における賃料の価格がさわぬかおもて、あらかじめ最低価格基準を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最も低い価格で申込みをした者を落札者とする制度。

⁸ 令和7年4月22日閣議決定。

⁹ 経営革新等支援・交付金の実績記録(令和6年6月13日閣議決定)。

¹⁰ 在庫管理等に対する指針(令和6年6月13日閣議決定)。

¹¹ 動産税等の課税に関する指針(令和6年6月13日閣議決定)。

¹² 令和5年11月29日に、「事業承継及び会社引継ぎ委員会設置法(昭和22年法律第4号)」が施行された。

¹³ 和の地主の贈与及び公正取引の施設に関する法律(昭和22年法律第4号)。

¹⁴ 小規模事業者と取引相手の取引人(個人、配偶者、親族・義理親族等)の取引に係る税制(小規模事業者と取引相手の取引人)。

¹⁵ 都市部の登記入札、競争・競争入札の形態で地方の評議會に係る課税の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人才培养と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバイスト・エッセンシャルワーカー¹⁸の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、法定価格の引上げをする処遇改善を進める。

この他、（2）に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」¹⁹に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格競争と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,300円という高い目標に向かって、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施する。政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格競争・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、Eiji 指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参考指標として、加盟国に示されていること及び上記の施策、これまで、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格競争等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、特例的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うこととや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賣上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地価乖離率の是正を図る。

（2）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が殆ど反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

¹⁸ デジタル技術等も活用して、現在よりも高賃金を得るエッセンシャルワーカー。

（三位一体の労働市場改革）

生成AI²⁰が人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的な「スキルリンク支援²¹」を取り組む。具体的には、AI²²を含むデジタルスキルに関する効果的な教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリア²³に向けたリ・スキングを含め、キャリアプランニング²⁴を取り組む。スキーリングプログラム²⁵を充実する。2028年技能五輪国際大会の日本選手権の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針²⁶」を周知するとともに、「人的資本可視化指針²⁷」²⁸の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価について、労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報を強化する。ハローワークの体制強化やAI²⁹の活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めてとする多様な正社員制度³⁰、勤務間インターバル制度の導入促進、連続的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者³¹に届く就労支援に取り組む。

いやゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。働き方改革関連法³²施行後5年の終点検を行い、働き方の実績及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弹性化、処遇の改善を進めること。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げにに対応した運賃設定や荷主への正指揮等を通じ、労働改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公署におけるリスクや重要度に応じた割増計算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格軽減を進める。

¹⁹ 令和6年8月28日に、内閣府、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。
²⁰ 令和4年8月30日に、非正規雇用可視化研究会など、勤務時間定正社員制度など、勤務時間定正社員制度、ひきこもり対策、労働時間超過者に対する法律改正³³により就労時間の規制を廃止するものである。
²¹ 勤労時間正社員制度。
²² 生活困難者扶養扶助。

²³ この点に脚色し、人材院において、官民双方の比較検討の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

(中堅・中小企業による質上げの後押し)
事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関・中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業²⁵のロードアップ²⁶を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度²⁷の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」²⁸に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、アンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担う高度人材の受け入れ、家族経営形態のがんばり²⁹スの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・セプラ企業の育成に向け、社会的インバウト評価を奨励する。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地元協同プラットフォーム」³⁰を支援する。

中堅企業・小規模事業者の人材管理³¹を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を充実する。「小規模企業振興基本計画」³²を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(1) 地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～

(地方創生2.0基本構想)

全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・美しい日本」を創り出していく。その実現には、持続可能な社会として、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活

²⁵ 資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがあり、将来的事業継続性問題を抱えているなど、金融支援条件変更、債務整理(AM&R)による簡素化・緩合。

²⁶ 信用保証協会が運営において、一定の要件を備えた中小企業者が融資枠の上乗さを条件として、経営者保証を提供しないことであるべき制度。

²⁷ 令和7年3月17日に、経済産業省、金融庁及び郵便局が策定・公表。

²⁸ 人口減少地域では、地元社会に不可欠なサービス供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化・協同化等の生産性向上を取り、サービス供給を維持・強化する。これにより既存の組織で市民社会活動を担う新たな主体として、地域社会の活性化を図る。
²⁹ 中小企業・小規模事業者が活用ガイドライン（令和6年6月22日に、中小企業庁が発表）を踏まえ、経営者が行う人材確保・定着・活用に対する支援。

³⁰ 令和7年3月25日発表。

